

町づくり会社「印南屋」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、町づくり会社「印南屋」と称する。

(事務所)

第2条 この団体の主たる事務所は、和歌山県日高郡印南町西ノ地1529番地
(株式会社いなみの里梅園内)に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この団体は、印南町内にある優れた地域資源を活用した新商品開発及び地域ブランド「いなみなみなみ」を活用した商品を町内外に発信するとともにブランドイメージの向上と地域の活性化並びに参画事業者の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 地域資源を活用した新商品開発
2. 地域ブランド「いなみなみなみ」を活用した商品の共同宣伝、共同販売、販路開拓、販路拡大事業
3. 地域ブランド「いなみなみなみ」のイメージ
4. 印南町及び印南町特産品のPR
5. その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 参画事業者および活動資金

(参画事業者)

第5条 この団体の参画事業者は、この団体の目的及び事業に賛同して入会した個人及び法人。

(入会および退会)

第6条

1. この団体の参画事業者になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。
2. この団体を退会する場合は、この団体に対する負債を清算した後、別に定める退会提出書を提出しなければならない。

(活動資金)

第7条

1. この団体の活動資金は次のとおりとする。
 - (1) 会費
 - (2) 販売手数料
 - (3) 特別賦課金
 - (4) その他
2. 年会費は1,000円とし年度当初に納入するものとする。
3. 既納の会費、販売手数料及び特別賦課金は、原則としてこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 参画事業者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

1. 退会
2. 団体の解散
3. 死亡
4. 法人の解散
5. 除名
6. 正当な理由なく会費、販売手数料及び特別賦課金を2年以上滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第9条

1. この団体に、次の役員を置く。

(1) 会長	1人
(2) 副会長	1人
(3) 会計役員	1人
(4) 監事	1人
2. 役員は参画事業者でなければならない。ただし、監事は総会の同意を得て参画事業者でない者を充てることができる。

(役員の本務)

第10条

1. 会長は、この団体を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 会計役員は、この団体の金銭の出納及び事務を行う。
4. 監事は、この団体の業務及び会計の状況を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(役員任免)

第11条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

(役員任期)

第12条

1. 役員任期は、2年とする。
2. 役員は、再任されることができる。
3. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第13条 役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

第5章 総会および役員会

(総会)

第14条

1. 総会は通常総会及び臨時総会の2種とし、会長が招集する。
2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたとときに開催する
3. 総会は、参画事業者の2分1以上の出席がなければ、議事を開き、決議をすることが出来ない。

(役員会)

第15条

1. 役員会は、会長が招集する。
2. 役員会は、役員2分1以上の出席がなければ、議事を開き、決議をすることが出来ない。

第6章 会計

(事業年度)

第16条 この団体の事業年度は、毎年 4月1日に始まり翌年 3月31日に終わるものとする

附則

(実施の時期)

この規約は、平成31年4月1日から実施する。